

(役務・品質について)

(入居者ご家族からの質問)

母が介護付きホームに入居している。このホームは看取りを行うとしているが、看取り対応の職員がたった2名のうえ、1名は経理を兼務している。そのような状況で看取りの対応ができるものなのか。看取り加算をとれる状況なのかもあやしい。看取り介護加算の件で、看取り研修の内容は細かく決められているのか。また、看取りについて同意が必要とあるが、入居時でないといけないのか。

《相談者に対する苦情対応委員会のコメント》

看取り介護加算とは、医師が回復の見込がないと判断したご入居者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、ご入居者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合に算定する特定施設入居者生活介護の加算です。

この看取り介護加算について法令で、要件が定められています。

看取り研修の内容については、細かく法令で定められているものではなく、ホームによって異なりますが、ホームでは「看取りに関する指針」を作成し、看取りに関する研修を実施することが厚生労働省令で求められています。また、看取りに関する指針の説明と同意については、入居時と実際に看取り対応となった場合に行うことが定められています。

ホームが看取りについてどのような体制で、どのようなケアを行うのか、説明を受け、ご家族様も満足できる看取りとなるようご協力ください。

《事業者に対する苦情対応委員会のコメント》

有料老人ホームでは、終の棲家としての役割が求められており、特定施設入居者生活介護でも、平成24年度の介護報酬改定に伴い、看取り介護加算が創設されました。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）(抄)

指定居宅サービス介護給付費単位数表

10 特定施設入居者生活介護費 ホ 看取り介護加算

注イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、死亡日前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、この場合において、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

○厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号）(抄)

二十四 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ロ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

○厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成二十七年厚生労働省告示第九十四号）(抄)

二十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の木の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

次のイからハまでのいずれにも適合している利用者

イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

ロ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医師等」という。)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。

ハ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成十二年老企第四十号)(リンク)

第二 居宅サービス単位数表及び施設サービス単位数表

4 特定施設入居者生活介護費 (14) 看取り介護加算について

<看取り介護加算の概要>

項目	内容									
要件	施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ○看取りに関する指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 ○医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 ○看取りに関する職員研修を行っていること。 								
	入居者基準	<ul style="list-style-type: none"> ○医師が一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがないと医師が診断した者であること。 ○医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医師等」という。)が共同で作成した入居者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。 ○看取りに関する指針に基づき、入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入居者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。 								
介護報酬	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>144 単位/日</td> <td>死亡日以前4日以上 30 日以下</td> </tr> <tr> <td>680 単位/日</td> <td>死亡日の前日及び前々日</td> </tr> <tr> <td>1,280 単位/日</td> <td>死亡日当日</td> </tr> </tbody> </table>		単 位	期 間	144 単位/日	死亡日以前4日以上 30 日以下	680 単位/日	死亡日の前日及び前々日	1,280 単位/日	死亡日当日
	単 位	期 間								
	144 単位/日	死亡日以前4日以上 30 日以下								
	680 単位/日	死亡日の前日及び前々日								
1,280 単位/日	死亡日当日									
※自宅や入院先で死亡した場合も、死亡日を含む 30 日の範囲で、実際に看取りケアを行った期間の算定は可能。										
※夜間看護体制加算を算定していない場合は算定不可。										
看取り介護の PDCA サイクル	計画 (Plan)	看取りに関する指針を定めることで施設の看取りに対する方針等を明らかにする。								
	実行 (Do)	看取り介護の実施に当たり、医師の診断を前提に、介護に係る計画に基づいて、入所者がその人らしく生きその人らしい最期を迎えられるよう支援を行う。								
	評価 (Check)	ケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う。								
	改善 (Action)	看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行う。								